

第3章 住宅及び宅地の購入について

4. クーリング・オフ制度

(事務所等以外の場所においてした買受けの申込みの撤回等)

《宅地建物取引業者が自ら売主となる場合》

喫茶店やファミリーレストラン等の事務所等以外の場所でした物件の買受けの申込みや売買契約をした場合はクーリング・オフ制度の適用があり、業者から申込みの撤回又は契約の解除（以下「申込みの撤回等」という。）ができること等について書面を交付して告げられた場合は、宅地建物取引業法に基づき、その日から8日を経過していなければ申込みの撤回等ができます。（8日を経過した場合の申込みの撤回等については民法や消費者契約法の関係機関に相談願います。）

ただし、事務所等において物件の買受けの申込みをし、事務所等以外の場所において売買契約を締結した場合や、物件の引渡しを受け、かつ、その代金の全部を支払ったときは、契約の解除はできません。